〔商品概要説明書〕　〔2024 年 8 月 1 日現在〕

女性向けフリーローン「ろうきん chou-chou YELL(シュシュエール)」

保証機関：（一社）日本労働者信用基金協会

1．商 品 名	女性向けフリーローン「ろうきん chou-chou YELL（シュシュエール）」
2．ご利用いただける方	長野県労働金庫に出資のある労働組合等会員の構成員（組合員）、またはご自宅もしくは勤務先が長野県内にある方で、次の条件を満たす方 ・子供をもつ独身女性で、満 18 歳以上、最終ご返済時年齢が満 81 歳未満の方。 ※ 団体信用生命保険付きの場合は、加入日（融資ご利用月の属する月の翌月 1 日）時点の年齢が満 66 歳未満の方。 ・お勤めされていて、安定継続した収入のある方 ・その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方。 ※ 子供をもつ独身男性の方も本ローンをお申込みいただけます。 ※ ご融資にあたり長野県労働金庫および保証機関の審査手続きが必要となります。審査結果によっては、ご融資利用のご希望にそえない場合があります。
3．ご返済期間	1 ヵ月以上 10 年以内（1 ヵ月単位。元金据置期間を含みます） 最長で 5 年の元金据置利用が可能です
4．ご融資金額	1 万円以上 200 万円以内（1 万円単位）
5．お使いみち	自由 （事業性資金、投機的資金、負債整理資金は対象外です。また、公共料金や食費等の日常生活における生活費、クレジットカードやキャッシング利用残高の借換も対象外です。）
6．ご融資金利	固定金利 ご契約時の金利が完済まで適用されます。
7．保証料率	金利に含まれています。
8．ご返済方法	元利均等返済とし、毎月返済または毎月・ボーナス併用返済からお選びください。 毎月・ボーナス併用返済の場合のボーナス返済部分は、お申込み金額の 50%までとなります。 定例返済に加えて、随時返済もお取扱できます。その際の手数料は無料です。 ※ 元利均等返済とは、毎月またはボーナス返済月の各返済日に一定の返済額（元金と利息の合計）でご返済いただく方式です。 ※ 随時返済では、前回ご返済日（お利息支払日）の翌日から随時返済当日までのお利息（融資残高に基づき計算します）の精算が必要となります。当該お利息額以上のご入金が必要となるため、金額によってはご希望にそえない場合がありますので、ご注意ください。
9．ご返済試算額の入手方法	店頭までお申し付けください。 インターネット・ホームページからも試算いただけます。 長野県労働金庫ホームページ ＜https://www.nagano-rokin.co.jp/＞
10．連帯保証人	原則として不要です。ただし、保証機関の請求により連帯保証人を必要とすることがあります。
11．担保	不要です。

はたらく人の想いと生きる 長野ろうきん

<table>
<tr><td>12. 団体信用生命保険</td><td>団体信用生命保険にご加入いただけます。ご加入いただく場合、年 0.18%金利上乗せとなります。団体信用生命保険のご加入にあたっては、別途申込手続きが必要となりますが、過去の病歴等によりご加入いただけない場合があります。</td></tr>
<tr><td>13. 手数料等</td><td>申込事務手数料および随時返済、全額返済手数料は無料です。</td></tr>
<tr><td>14. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ</td><td>(1)ご契約内容や商品に関する相談・お問合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。【フリーダイヤル】（電話：0120-1919-48）
受付時間　平日：午前 9 時～午後 5 時　土・日曜日：午前 10 時～午後 5 時
（祝日、振替休日(土・日曜日が祝日の場合は営業)、12 月 31 日～1 月 3 日、5 月 3 日～5 月 5 日を除く）
(2)ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。【窓口：長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】（電話 0120-606-150）
受付時間　平日：午前 9 時～午後 5 時
なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページ＜https://www.nagano-rokin.co.jp/＞をご覧ください。</td></tr>
<tr><td>15. 第三者機関に問題解決を相談したい場合</td><td>東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお申し出ください。
また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。
【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】（電話：0120-177-288）
受付時間　平日：午前 9 時～午後 5 時</td></tr>
<tr><td>16. お客様宛の通知物</td><td>ご融資のご利用後、次の通知をお客様のご自宅宛に送付させていただきます。
(1) 返済予定表
<table>
<tr><th>金利種類</th><th>返済予定表に記載される対象期間</th></tr>
<tr><td>固定金利</td><td>最終返済期日までの全期間</td></tr>
</table>
※ 随時返済、金利変更、契約変更時にも返済予定表を発行し、お客様のご自宅宛に送付させていただきます。
※ ＜ろうきんダイレクト＞（インターネットバンキング）をご利用の方におかれましては、上記「返済予定表」について郵送等による通知に替えて、＜ろうきんダイレクト＞（インターネットバンキング）にて閲覧することができます。
※ ＜ろうきんダイレクト＞（インターネットバンキング）をご利用の方であっても、融資のご請求・ご確認に関するもの、事故防止を目的とする新規及び変更契約の内容確認に関するお知らせ等は、ご自宅へ郵送させていただく場合がござ</td></tr>
</table>

	います。 (2) 完済通知 ご融資完済時に作成します。